

| 新 | | | 旧 | | |
|--------------|--|-------|--------------|---|-------|
| 別表（第二条関係） | | | 別表（第二条関係） | | |
| 項 | 事務 | 市町村 | 項 | 事務 | 市町村 |
| 1 5 12 | (略) | (略) | 1 5 12 | (略) | (略) |
| 13 | 一～三 (略) | (略) | 13 | 一～三 (略) | (略) |
| | 四 法、施行令及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設するものを除く。） 1～5 (略) 6 法第四十六条の八第四号及び第六十九條の二第二項の規定による報告の受理 7～16 (略) <u>17 法第六十九条の二第四項の規定による情報の提供</u> 18 施行令第五条の十一第一項の規定による医療法人台帳の備付け及び記載 19 施行令第五条の十一第二項の規定による通知 20 施行令第五条の十二及び第五条の十三の規定による届出の受理 21 施行令第五条の十四の規定による書類の保存 22 施行規則第三十八条第二項の規定による記載事項の訂正 | さいたま市 | | 四 法、施行令及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設するものを除く。） 1～5 (略) 6 法第四十六条の八第四号の規定による報告の受理 7～16 (略) <u>(新設)</u> 17 施行令第五条の十一第一項の規定による医療法人台帳の備付け及び記載 18 施行令第五条の十一第二項の規定による通知 19 施行令第五条の十二及び第五条の十三の規定による届出の受理 20 施行令第五条の十四の規定による書類の保存 21 施行規則第三十八条第二項の規定による記載事項の訂正 | さいたま市 |
| | 五 法及び施行令に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為（医療法人に係るものについては、二以上の市町村の区域において病院、診療所、介護 | さいたま市 | | 五 法及び施行令に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為（医療法人に係るものについては、二以上の市町村の区域において病院、診療所、介護 | さいたま市 |

| 新 | | 旧 | |
|--|--------------------|--|--------------------|
| <p>老人保健施設又は介護医療院を開設するものに限る。)</p> <p>1 法第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項及び第七十条第一項の規定による認定、法第四十四条第一項、第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項(法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条第六項(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)、第五十八条の二第四項(法第五十九条の二において準用する場合を含む。)、第六十条の三第四項(法第六十一条の三において準用する場合を含む。)並びに第七十条の十九第一項の規定による認可、法第五十二条第一項(法第七十条の十四において準用する場合を含む。)、第五十四条の九第五項(法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条第八項(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)、第五十六条の六(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)及び第五十六条の十一(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による届出、<u>法第四十六条の五の三第二項(法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。)</u>の規定による選任<u>並びに法第六十九条の二第二項の規定による報告</u></p> <p>2 (略)</p> | | <p>老人保健施設又は介護医療院を開設するものに限る。)</p> <p>1 法第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項及び第七十条第一項の規定による認定、法第四十四条第一項、第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項(法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条第六項(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)、第五十八条の二第四項(法第五十九条の二において準用する場合を含む。)、第六十条の三第四項(法第六十一条の三において準用する場合を含む。)並びに第七十条の十九第一項の規定による認可、法第五十二条第一項(法第七十条の十四において準用する場合を含む。)、第五十四条の九第五項(法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条第八項(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)、第五十六条の六(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)及び第五十六条の十一(法第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による届出<u>並びに</u><u>法第四十六条の五の三第二項(法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。)</u>の規定による選任</p> <p>2 (略)</p> | |
| <p>六 法及び施行令に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p> | <p>川崎市、川口市、越谷市</p> | <p>六 法及び施行令に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p> | <p>川崎市、川口市、越谷市</p> |

| 新 | | | 旧 | | |
|----------------|--|-----|----------------|--|-----|
| | <p>1 法第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項及び第七十条第一項の規定による認定、法第四十四条第一項、第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第六項（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）、第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）並びに第七十条の十九第一項の規定による認可、法第五十二条第一項（法第七十条の十四において準用する場合を含む。）、第五十四条の九第五項（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第八項（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）、第五十六条の六（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）の規定による届出、<u>法第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による選任並びに法第六十九条の二第二項の規定による報告</u></p> <p>2 (略)</p> | | | <p>1 法第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項及び第七十条第一項の規定による認定、法第四十四条第一項、第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第六項（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）、第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）並びに第七十条の十九第一項の規定による認可、法第五十二条第一項（法第七十条の十四において準用する場合を含む。）、第五十四条の九第五項（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第八項（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）、第五十六条の六（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）の規定による届出<u>並びに法第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）</u>の規定による選任</p> <p>2 (略)</p> | |
| 14 ↳ 116 | (略) | (略) | 14 ↳ 116 | (略) | (略) |